

昭和三十六年政令第三百四十六号

農業近代化資金融通法施行令

内閣は、農業近代化資金助成法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第一項第四号及び第三項、第三条、第五条並びに附則第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

**第一条** 農業近代化資金金融通法（昭和三十六年法律第二百二号。以下「法」という。）第二条第一項第四号の政令で定める団体又は法人は、次に掲げる団体又は法人とする。

一 農事組合法人  
二 農業共済組合及び農業共済組合連合会  
三 土地改良区及び土地改良区連合

たばこ耕作組合

四 農産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業、農産物の保管、運搬、販売その他流通に関する事業、農業生産に必要な資材の製造の事業、農作業の受託の事業その他の農業の振興に資する事業（第八号において「農業振興事業」という。）を主たる事業として行う事業協同組合（法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）、事業協同小組合（同項第一号に掲げる者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）及び協同組合連合会（同項第二号又は第三号に掲げる者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）

六 農住組合（法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）

七 農業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財團法人であつて、法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる者又は地方公共団体が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財團法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているもの

八 農業振興事業を主たる事業として當む株式会社及び持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下この号及び第三条第一号において同じ。）であつて、法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる者が、株式会社にあつては総株主の議決権（地方公共団体が有する議決権及び株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有しているもの、持分会社にあつては業務を執行する社員の過半を占めているもの

九 法人でない団体であつて、法第二条第一項第一号に掲げる者がその主たる構成員となつており、かつ、代表者、代表権の範囲その他農林水産大臣の定める基準に従つた規約を有しているもの（融資機関）

**第一条の二** 法第一条第二項第五号の政令で定める金融機関は、次に掲げる金融機関とする。

一 銀行  
二 株式会社商工組合中央金庫  
三 信用金庫及び信用金庫連合会  
四 信用協同組合並びに中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八百八十一号）第九条の九第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う協同組合連合会

**第二条** 法第二条第三項の政令で定める資金は、同条第一項第一号から第三号までに掲げる者、第一条第一号から第六号までに掲げる者、同条第七号に掲げる者（法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる者が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財團法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているもの（以下「農業者関係一般社団法人等」という。）、第一条第八号に掲げる者又は同条第九号に掲げる団体に貸し付けられるものにあつて

は次の表の資金の種類の欄に掲げるとおりとし、同条第七号に掲げる者（農業者関係一般社団法人等を除く。）に貸し付けられるものにあつては同欄に掲げる資金のうち専ら法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる者が利用し、かつ、農林水産大臣が農業經營の近代化に特に資する事業に必要なものとし、同条第三項第二号の政令で定める期限及び据置期間の欄に掲げると認める期間は、当該資金の種類に応じ、それぞれ、同表の償還期限及び据置期間の欄に掲げるとおりとする。ただし、同表の資金の種類の欄に掲げる資金（同表の第六号に掲げる資金を除く。）の二以上の種類のものを同時に貸し付ける場合におけるその貸付資金については、同項第二号の政令で定める期限はその貸付資金の種類のうち同表の償還期限の欄に掲げる期間の最も長いものに係る当該期間とする。

資金の種類	償還期限	期間	据置
一 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通十五年（農業經營基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十四条の五第一項に規定する認定就農農者が必要とするものを除く。）	十五年（特定資金にあつては、十八年）	七年	
二 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金	十五年（特定資金にあつては、二十年）	七年	
三 乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金	十五年	七年	
四 農林水産大臣の定める規模を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金	十五年	七年	
五 農業經營の規模の拡大、生産方式の合理化、經營管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業經營の改善に伴い要する資金で農林水産大臣が指定するもの	十五年	七年	
六 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、経営管	五年以上二十年以内で農林水産大臣が三年	七年	
七 前各号に掲げるもののほか、農林水産大臣が特に必要と認めて指定する資金	十五年	七年	
<b>第三条</b> 法第二条第三項第一号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。			
一 農業を當む農事組合法人、株式会社、持分会社その他法第二条第一項第一号に掲げる者の組織する団体で、農林水産大臣の定めるもの			
二 前号に掲げる者のほか、法第二条第一項第一号に掲げる者で、都道府県知事がその者の農業經營の規模等を勘案し特に必要と認めて承認したもの			
<b>第四条</b> 法第二条第三項第一号の政令で定める額は、千八百万円とする。			
（政府の行う利子補給に係る利子補給契約の締結）			
<b>第五条</b> 農林中央金庫は、政府と法第三条第一項に規定する利子補給契約を結ぼうとするときは、農林水産大臣の定めるところにより、同条の規定による政府の利子補給に係る法第二条第三項の			





